

2. 前項の成果の公表等により将来期待される利益が侵害されるおそれがあると判断される部分については、甲乙協議の上、公表の時期・方法等について定めるものとする。

第12条(第三者機関への派遣)

乙が、インターンシップ実施の必要上、本契約に取り決めのない第三者機関へインターン生を派遣する場合は、以下の規定に従う。

1. 乙は、インターン生の派遣の必要が生じた場合、事前に甲の了解を得るものとする。
2. インターン生の派遣に伴い発生する費用は、乙が負担する。
3. インターン生の派遣に伴い発生する第三者機関との間の秘密保持義務、知的財産権の取り扱い、災害補償、損害賠償については、乙がその責めを負う。

第13条(インターンシップの終了)

1. 甲は、インターン生に対して、本インターンシップ終了後速やかに、本インターンシップ実施期間中に得られた成果について、様式2の終了報告書により報告書を作成し、乙の指導担当者及び甲の責任教員に承認を得させるものとする。
2. 甲及び乙は、終了報告書が提出された後、実施結果の評価を行う。
3. 本インターンシップを甲の履修科目の単位として認定する場合は、甲は事前に乙の了承を得るものとする。

第14条(インターンシップの中止)

1. 本承諾書もしくは同意書に違反する行為があった場合、乙は、甲と協議の上、当該インターン生についてインターンシップを中止させることができる。
2. 乙は、天災その他やむを得ない事由のため本インターンシップの実施が継続困難又は不適当となったときは、甲と協議の上、本インターンシップの実施を中止することができる。

第15条(譲渡の禁止)

甲は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本承諾書上の地位、本承諾書から生じる権利または義務を第三者に譲渡または移転することができない。

第16条(有効期間)

1. 本承諾書の有効期間は、本承諾書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による何らかの申し出がないときは、本承諾書と同一の条件で更に一年間更新するものとし、更新された期間についても同様とする。
2. 前項にかかわらず、第6条(秘密保持義務)及び第11条(成果の取り扱い)の規定は、本承諾書終了後も3年間有効とし、第7条(知的財産権等)、第10条(安全・免責)3項、本項及び第17条(協議解決)の規定は、本承諾書終了後も有効とする。

第17条(協議解決、裁判管轄)

1. 本承諾書に定められていない事項及び本承諾書の条項の解釈につき疑義または紛争が生じた場合など、本承諾書により発生する一切の紛争については、甲乙は誠意をもって協議解決する。
2. 前項に定める協議によっても解決に至らない場合、鹿児島地方裁判所を専属的合意管轄とする裁判によって解決を図るものとする。